

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄） . . . 1
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）（抄） . . . 27
- 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄） . . . 28

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（信号機の信号等に従う義務）

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則 第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百一十一条第一項第一号）

（通行区分）

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合には当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

5 （略）

6 車両は、安全地帯又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入つてはならない。

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二 第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二)

(車両通行帯)

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路)に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 第百二十条第一項第三号、同条第二項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十条の二 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車(以下この条において「路線バス等」という。)の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車(路線バス等を除く。以下この条において同じ。)は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出るこ

とができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならぬ。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分が当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(最高速度)

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 (略)

(罰則) 第一百八条第一項第一号、同条第二項)

(横断等の禁止)

第二十五條の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

(罰則) 第一項については第一百九条第一項第二号の二 第二項については第二百二十条第一項第四号、同条第二項)

(踏切の通過)

第三十三條 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機しきんが閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 (略)

4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

5・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、第三十四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

2 車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行し

て）徐行しなければならない。

（罰則 第二百一十一条第一項第五号）

（交差点における他の車両等との関係等）

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下「交差道路」という。）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第二号の二）

第三十七条 車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならない。

（罰則 第二百二十条第一項第二号）

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 車両等は、環状交差点においては、第三十六条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、当該環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

2 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、第三十六条第三項の規定にかかわらず、徐行しなければならない。

3 車両等は、環状交差点に入ろうとし、及び環状交差点内を通行するときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該環状交差点の状況に応じ、当該環状交差点に入ろうとする車両等、当該環状交差点内を通行する車両等及び当該環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第一百九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかなる場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができないような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等(当該車両等が通過する際に信号機が表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。)又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等(軽車両を除く。)の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 第一百九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 車両等は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 車両(軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法(以下この条において「積載重量等」という。)の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定により、又は前条第二項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあつては、当該制限を超える乗車をさせて運転することができる。

2・3 (略)

(罰則 (略))

(安全運転の義務)

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号チ、第一百十九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が



停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

#### 六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(初心運転者標識等の表示義務)

#### 第七十一条の五 (略)

#### 2 (略)

3 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

#### 4 (略)

(罰則 (略))

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引自動車」という。）で重被牽引車を牽引しているものが車両通行帯の設けられた自動車専用道路（次項に規定

するものに限る。)又は高速自動車国道の本線車道を通行する場合における当該牽引自動車の通行の区分については、第二十条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四項までの規定に定めるところによる。

2 5 4 (略)

(罰則 (略))

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2 5 4 (略)

5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

6 中型免許を受けた者(大型免許を現に受けている者を除く。)で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

7 5 10 (略)

11 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が旅客自動車運送事業の用に供される自動車(以下「旅客自動車」という。)又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車(以下「旅客用車両」という。)であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。

12 (略)

(罰則 (略))

(免許の欠格事由)

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。

- 一 大型免許にあつては二十一歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、中型免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許にあつては十六歳に、それぞれ満たない者

二 四 (略)

- 2 大型仮免許にあつては二十一歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、中型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 六 (略)

七 第二百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

2 14 (略)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請

に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことができる。

4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号)

(受験資格)

第九十六条 (略)

2 大型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。)は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年(政令で定める教習を修了した者にあつては、一年)以上の者でなければならない。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く。)は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して二年(政令で定める教習を修了した者にあつては、一年)以上の者でなければならない。

4 (略)

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳(政令で定める教習を修了した者(第百四条の二の四第一項又は第二項の規定又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。))にあつては、十九歳)以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年(政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年)以上のもの

二 牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳(政令で定める教習を修了した者(第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。))にあつては、十九歳)以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許の

いずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したのものにあつては一年）以上のもの

三（略）

6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号、牽引<sup>けん</sup>免許の運転免許試験にあつては第一号及び第二号）に掲げる事項について行う。

一（略）

二 自動車等の運転について必要な技能

三 自動車等の運転について必要な知識

2 3 4（略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二（略）

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第二百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第百一条の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するもの限り、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り、ロ及びハ並びに第百一条の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要があるものとして内閣府令で定める者を除く。） 認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」という。）及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）

ロ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要があるものとして内閣府令で定める者を除く。） 認知機能検査等及び第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第二項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ハ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により

診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。） 運転技能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ニ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イからハまでに掲げる者を除く。）  
（ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ホ イからニまでに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）

#### 四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近において第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2 公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

#### 3 (略)

4 第一項及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、運転免許試験の一部を免除することができる。

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

25 (略)

(罰則 (略))

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならぬ。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を



受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行った認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行った運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

## 5 (略)

### (臨時適性検査等)

第百二条 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

- 一 この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。
- 二 認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2 公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときは除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一 当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 次項の規定による適性検査を受け、又は同項の規定により診断書を提出することとされているとき。

3 公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

6 8 (略)

(基準該当若年運転者の受講義務)

第百二条の三 特例取得免許(第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令

で定めるものを除く。以下同じ。)を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間(特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。)に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの(第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分を違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。)が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

(免許の取消し、停止等)

第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 次に掲げる病気にかかつている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二 認知症であることが判明したとき。

二 目が見えないことその他自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

- 三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。
- 四 第六項の規定による命令に違反したとき。
- 五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（次項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）。
- 六 重大違反唆し等をしたとき。
- 七 道路外致死傷をしたとき（次項第五号に該当する場合を除く。）。
- 八 前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
- 2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。
  - 一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。
  - 二 自動車等の運転に関し自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為をしたとき。
  - 三 自動車等の運転に関し第一百七十二条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。
  - 四 自動車等の運転に関し第一百七十二条の違反行為をしたとき。
  - 五 道路外致死傷で故意によるもの又は自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるものをしたとき。
- 3 (略)
- 4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第二百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず

ず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5 5 略

(意見の聴取)

第四百四条 公安委員会は、第三百三条第一項第五号の規定により免許を取り消し、若しくは免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。次条第一項において同じ。）以上停止しようとするとき、第三百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき、又は同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の処分移送通知書（同条第一項第五号又は第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）の送付を受けたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、意見の聴取の期日の一週間前までに、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所を通知し、かつ、意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

2 意見の聴取に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 意見の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聴くことができる。

4 5 略

(再試験に係る取消し)

第四百四条の二の二 再試験を行つた公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が当該免許に係る免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。

2 再試験の通知を受けた者が第四百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならない。

3 略

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第四百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けないと認

めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかわらず、その者の当該免許を取り消すことができない。

5 (略)

6 第四百四条（第三項を除く。）の規定は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消す場合について準用する。

7 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

第四百四条の二三 (略)

2 (略)

3 第一条の七第二項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第二百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に應じないと認めるとき）又は同条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、第一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第二百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に應じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 (略)

5 第三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする

場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし」、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

6～8 (略)

(若年運転者期間に係る取消し)

第百四条の二の四 第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

2 第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでに自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

3 (略)

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年

運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5 (略)

6 第四百条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第八十条の三の三の規定による通知を受けた者が第二百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第四百条第三項の規定は、準用しない。

7 (略)

(申請による取消し)

第四百条の四 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許を取り消すものとする。

3・4 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第六百六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6・7 (略)

(免許の失効)



第二百五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第一百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。))又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)(の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。))を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。)(を以て同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて

旅客用車両を牽引して当該牽引自動車<sup>けん</sup>を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(免許関係事務の委託)

第百八条 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 一〇 一 (略)

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習

十三 (略)

十四 基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習  
十五 (略)

2 公安委員会は、前項各号に掲げるもののほか、車両の運転に関する技能及び知識の向上を図るため車両の運転者に対する講習を行うように努めなければならない。

3 (略)

(若年運転者講習の手続)

第百八条の三の三 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関し

この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が第二百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 当該課程が、交通安全教育指針に従って行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2 6 （略）

（罰則）（略）

（免許等に関する手数料）

第百十二条 都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章

の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の二 (略)

五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

五の四 運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

六 第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができない自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料

七～十一 (略)

十二 第一百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料

十三 初心運転者講習、第一百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又は若年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

2 (略)

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）（抄）

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（緊急自動車）

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

- 一 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
- 一の二 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
- 一の三 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（第一号に掲げるものを除く。）
- 一の四 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当（当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。）のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 一の五 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 一の六 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 一の七 警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
- 二 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは

自衛隊の部隊の運用のため使用するもの

三 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの

四 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被收容者の警備のため使用するもの

五 入国者收容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の收容又は被收容者の警備のため使用するもの

六 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車

七 水防機関が水防のための出動に使用する自動車

八 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車

八の二 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百四号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車

九 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの

十 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八八条の二第一項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を放射しているものに限る。）の探査のための出動に使用するもの

十一 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があつた場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。）のための出動に使用するもの

十二 国、都道府県、市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構又は原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者が、同条第一号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の

整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第一号の二又は第六号に掲げるものを除く。）

2  
(略)

(自動車の乗車又は積載の制限)

第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ 自動車の長さとその長さの十分の一の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ロ 幅 自動車の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）

ハ 高さ 三・八メートル（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大きさを基準として内閣府令で定めるものにあつては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの  
四 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

イ 自動車の車体の前後から自動車の長さの十分の一の長さ（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から〇・三メートル）を超えてはみ出さないこと。

ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと）。

(同乗の禁止の対象とならない自動車)

第二十六条の二 法第六十四条第三項及び第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中的のもの

二 (略)

(大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の二 法第八十五条第五項の政令で定める大型自動車は、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車とする。

2 法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。)に該当する中型自動車(二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車)とする。

3 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

(中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車)

第三十二条の三 法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する中型自動車(二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車)とする。

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する準中型自動車とする。

(準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車)



第三十二条の三の二 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

2 (略)

(十九歳で大型自動車免許等を受けることができる者)

第三十二条の七 法第八十八条第一項第一号及び第二項の政令で定める者は、自衛官とする。

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 運転免許試験(以下「試験」という。)に合格した者(他免許等既得者(当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。))を除く。次号から第六号までにおいて同じ。)が一般違反行為(自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。))の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。)をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき(次号に該当する場合を除く。)は、免許を与えないものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

ニ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して二年を経過していない者

ホ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に

該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して一年を経過していない者

二 試験に合格した者が法第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは法第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けたことがある者（法第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、法第百三条第一項第一号から第四号まで又は法第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。以下「免許取消歴等保有者」という。）で、法第九十条第九項若しくは第十項若しくは法第百三条第七項若しくは第八項の規定若しくは法第百七条の五第一項若しくは第二項の規定により指定され若しくは定められた期間内又はこれに引き続く五年の期間内に一般違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

ロ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して四年を経過していない者

ハ 当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して三年を経過していない者

三 試験に合格した者が一般違反行為をした者で、当該一般違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該一般違反行為をした日から起算して六月を経過していないものであるときは、免許を保留することができるものとする。

四 試験に合格した者が重大違反唆し等（法第九十条第一項第五号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）又は道路外致死傷（同項第六号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）で同条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

- イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して三年を経過していない者
- ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して二年を経過していない者
- ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して一年を経過していない者
- 五 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、第二号に規定する期間内に重大違反等又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。
  - イ 当該行為が別表第四第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者
  - ロ 当該行為が別表第四第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して四年を経過していない者
  - ハ 当該行為が別表第四第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して三年を経過していない者
- 六 試験に合格した者が重大違反等又は道路外致死傷で法第九十条第二項第五号に規定する行為以外のものをした者で、当該行為が別表第四第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六月を経過していないものときは、免許を保留することができるものとする。

## 七・八 (略)

## 2 法第九十条第二項各号のいずれかに該当する者についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 試験に合格した者（他免許等既得者を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が特定違反行為（別表第二の二の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。
  - イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者
  - ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第三欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者
  - ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第四欄に掲げる点数に

- 該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者
- ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者
- ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者
- ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者
- ト 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して四年を経過していない者
- チ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して三年を経過していない者
- 二 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に特定違反行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。
- イ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄又は第四欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して十年を経過していない者
- ロ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して九年を経過していない者
- ハ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第六欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して八年を経過していない者
- ニ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して七年を経過していない者

ホ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第八欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して六年を経過していない者

ヘ 当該特定違反行為に係る累積点数が別表第三の二の表前歴がない者の項の第九欄に掲げる点数に該当しており、かつ、当該特定違反行為をした日から起算して五年を経過していない者

三 試験に合格した者が法第九十条第二項第五号に規定する行為をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して六年を経過していない者

ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して五年を経過していない者

四 試験に合格した者が免許取消歴等保有者で、前項第二号に規定する期間内に法第九十条第二項第五号に規定する行為をし、かつ、次のいずれかに該当するものであるときは、免許を与えないものとする。

イ 当該行為が別表第五第一号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して十年を経過していない者

ロ 当該行為が別表第五第二号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して九年を経過していない者

ハ 当該行為が別表第五第三号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して八年を経過していない者

ニ 当該行為が別表第五第四号に掲げるものであり、かつ、当該行為をした日から起算して七年を経過していない者

#### 五 (略)

3 前二項に規定する累積点数とは、これらの規定により行おうとする処分の理由となる違反行為（一般違反行為及び特定違反行為をいう。以下同じ。）及び当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内におけるその他の違反行為（当該違反行為をした時において次の各号のいずれかに該当していた者に係る当該各号に掲げる違反行為を除く。）のそれぞれについて別表第二に定めるところにより付した点数の合計をいう。

一 免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下この条及び別表第三において同じ。）が通算して一年となつたことがあり、かつ、当該期間の初日に当たる日から末日に当たる日までの間に違反行為をしたことがない者 当該期間前の違反行為

二 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、同条第七項の規定により指定され又は法第百七条の五第一項の規定により定められた期間内に違反行為をしたことがない者 当該処分を受ける前の違反行為

三 違反行為をしたことを理由として法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は法第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する法第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けたことがあり、かつ、当該処分の期間内に違反行為をしたことがない者 当該処分を受ける前の違反行為

四 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したことがあり、かつ、当該違反行為をした後それぞれ二年又は一年の間に違反行為をしたことがない者（第一項第二号ロ若しくはハに該当する者又は第二号に規定する免許の取消し若しくは六月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分を受けた者を除く。） 当該違反行為以前の違反行為

五 違反行為に係る累積点数が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる点数に該当したことがある者で、当該違反行為をした後六月の間に違反行為をしたことがないか、又は当該期間内に免許を受けたことがあるもの（法第九十条第五項の規定により当該免許の効力が停止されている者又は第三号に規定する処分を受けた者を除く。） 当該違反行為以前の違反行為

六 別表第二に定めるところにより付した点数が三点以下となる違反行為（以下この号において「軽微な違反行為」という。）をした者で、当該軽微な違反行為をした日において免許を受けていた期間（過去三年以内のものに限る。）が通算して二年に達しており、かつ、当該二年の期間の初日に当たる日から当該軽微な違反行為をするまでの間に違反行為をしたことがないも

ののうち、当該軽微な違反行為をした後免許を受けていた期間が通算して三月に達しており、かつ、当該三月に達した日までの間に違反行為をしたことがないもの 当該軽微な違反行為

七 法第二百二条の二に規定する講習を受けたことがある者 軽微違反行為（法第二百二条の二に規定する軽微違反行為をいう。以下同じ。）で当該講習に係る法第八十条の三の二の規定による通知の理由となつたもの及び当該軽微違反行為をする前の軽微違反行為

4 第一項第一号、第二号イからハまで及び第三号から第六号まで、第二項第一号から第四号まで並びに前項第四号及び第五号の十年、九年、八年、七年、六年、五年、四年、三年、二年、一年及び六月の期間（同項第四号の六月の期間を除く。）は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日から起算するものとする。

- 一 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が失効した日
- 二 免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第二百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第二百四条の二の二第二項、第二項若しくは第四項、法第二百四条の二の三第三項若しくは同条第五項において準用する法第二百三条第四項若しくは法第二百四条の四第二項の規定により当該免許を取り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの 当該免許が取り消された日

### 三（略）

第三十三条の二の二 法第九十条第一項第七号に該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九十条第一項第七号に該当することを理由として同項ただし書の規定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第二百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

- (1) (3) (略)

ロ・ハ (略)

ニ 法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)又は同項第五号に規定する特定取消処分者(以下「特定取消処分者」という。)で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) (2) (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

- (1) (2) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

- (1) (2) (略)

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

- (1) (2) (略)



ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1)・(2) (略)

ニ・ホ (略)

2・3 (略)

4 法第九十条の二第一項第四号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1)・(2) (略)

ロ・ニ (略)

二 (略)

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由)

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 一六 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。))に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定め

る日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下この条において「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

### 三（略）

四 法第一百三十一条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一

項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日（取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証と引き換えられた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

## 2（略）

### （受験資格の特例）

第三十四条 法第九十六条第二項の政令で定める者は、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行う施設において大型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。

2 法第九十六条第三項の政令で定める者は、前項に規定する者及び同項に規定する施設において中型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。

3 法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法第八十五条第十一项の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者
- 二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者
- 三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者
- 4 法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。
  - 一 法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によつて、法第八十五条第十一项の旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を牽引する場合における牽引自動車の運転者以外の乗務員として牽引自動車又は旅客用車両に乗務した経験の期間が二年以上の者
  - 二 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設で公安委員会が指定したものに於ける教習を修了した者
  - 三 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として当該免許によつて運転することができる自衛隊用自動車で牽引自動車であるものによつて重被牽引車を牽引して牽引自動車を運転した経験の期間が二年以上の者
- 5 法第九十六条第六項の政令で定める者は、準中型自動車免許又は普通自動車免許を現に受けている者（大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を受けている者を除く。）のうち、法第百四条の二の二第六項において準用する法第百四条第一項の通知を受けた者で法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免許又は普通自動車免許の取消しを受けていないものとする。

（試験の免除）

第三十四条の三 （略）

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に法第百一条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかったため、再試験を受けなかつたもの

三 五 (略)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げるものとする。

4 法第九十七条の二第一項第五号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に法第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けたため、再試験を受けなかつたもの

三 四 (略)

第三十四条の四 法第九十七条の二第二項の規定による確認は、免許を受けようとする者に対し法令で定める道路の方法その他の自動車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関する経歴に関する質問をすること又はその者に自動車等の運転に関する実技をさせることにより行う。

2 (略)

第三十四条の五 法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができ自動車を運転することができ他の種類の免許を受けていたもの  
法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの  
法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ (略)

三 仮運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ (略)

四 (略)

（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。）前六月以内に法第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第八十二条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程（法第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第八十二条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

第三十七条の六の二 法第一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第八十二条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者
- 二 法第一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程（法第八十二条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第八十二条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

（認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為）

第三十七条の六の三 （略）

（臨時認知機能検査の受検期間等の特例）

第三十七条の六の四 法第一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 海外旅行をしていること。
- 二 災害を受けていること。
- 三 病気にかかり、又は負傷していること。
- 四 法令の規定により身体を拘束されていること。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

（臨時適性検査）

第三十七条の七 法第二条第五項に規定する適性検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- 一・二 （略）

(軽微違反行為等)

第三十七条の八 (略)

2 法第百二条の二の政令で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

一 軽微違反行為に該当する当該一般違反行為に係る累積点数(第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。)  
(が六点であること。

二(四) (略)

3 法第百二条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の六の四各号に掲げるものとする。

(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)

第三十八条 (略)

2(4) (略)

5 免許を受けた者が法第百三条第一項第五号から第八号までのいずれかに該当することとなつた場合についての同項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

イ 一般違反行為をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数が、別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第二欄、第三欄、第四欄、第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当したとき。

ロ 別表第四第一号から第三号までに掲げる行為をしたとき。

二 (略)

6・7 (略)

(意見の聴取の手續)

第三十九条 法第百四条第一項（法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。次項及び第十四条第二項において同じ。）の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

2 法第百四条第一項の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）

第三十九条の二（略）

2 法第百四条の二の三第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一（略）

二 次のいずれかに該当する場合（前号に該当する場合を除く。）には、免許の効力を停止するものとする。

イ 法第百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める場合

ロ（略）

ハ 法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）

第三十九条の二の二（略）

（申請による取消しの基準）

第三十九条の二の三 法第百四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一～三（略）

四 当該申請に係る免許について法第百条の二第一項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試



験に合格した者を除く。)に該当していること。

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 (略)

第三十九条の二の五 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一

項の規定により効力を失った免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許の全てについて法第百条の二第一項の基準該当初心運転者(同項各号のい  
ずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。)に該当している者

2 (略)

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域)

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一 エストニア共和国

二 〇七 (略)

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第三項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務

二・三 (略)

四 法第九十一条の規定による免許の条件の付加及び変更に係る事務

五 法第九十七条第一項の規定による運転免許試験の結果の判定に係る事務

六 法第九十七条の二第一項第三号イの規定による認知機能検査の結果の判定及び同条第二項又は第三項の規定による運転免許

試験の一部の免除に係る事務

七 法第九十七条の三第一項の規定による運転免許試験の停止及び合格の決定の取消し並びに同条第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置に係る事務

八 (略)

九 法第百条の三第二項前段の規定による再試験の結果の判定に係る事務

十 十三 (略)

十四 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務

十五 (略)

十六 法第百二条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第一項から第三項まで又は第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務

十七 十九 (略)

二十 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項前段の規定による免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取り及び証拠の受取りに係る事務

二十一 二十三 (略)

二十四 法第百七条の四第一項前段の規定による適性検査の結果の判定及び同条第三項の規定による命令に係る事務

二十五 (略)

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第四十一条の二 法第百八条の三第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 海外旅行をしていること。
- 二 災害を受けていること。
- 三 病気にかかり、又は負傷していること。
- 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
- 五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

- 六 免許の効力が停止されていること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

(危険行為)

第四十一条の三 法第八十条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜十五 (略)

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別		区分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)				
認知機能検査手数料		(略)	三百円	四百五十円
講習手数料		(略)	千六百五十円	三千四百五十円
法第八十条の二第一項第十二号に掲げる講習		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定に基づき認知機能検査の結果に基づ		

<p>いて行うものを除く。)</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、千八百五十円）</p>	<p>三千四百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、六千</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>千四百円</p>	<p>四千四百円</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うも</p>
<p>五百五十円</p>	<p>千七百円</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、  
 法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、  
 前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、そ

備考 (略)	(略)	法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	のを除く。)	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	五百五十円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、七百五十円)	千七百円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、三千七百円)
				三百五十円	七百五十円)	七百五十円)	
				二百円	)	)	
		講習一時間について五百五十円					
		講習一時間について千四百五十円					

それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
(略) 七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識	(略)	(略)	(略)

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては

、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額から
----------------	-------------

審査細目	区分	から減ずる額	減ずる額
(略) 七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(警察庁長官への権限の委任) 第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第百六条、第 百七条の六及び第百八条の三の五の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。		
	(権限の委任) 第四十四条 (略)		

2 方面公安委員会は、前項の規定により方面公安委員会が行う処分に係る聴聞を行い、又は同項の規定により法第百四条第一項

の規定による意見の聴取を行うに当たっては、道公安委員会が定める手続に従うものとする。

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種別	点数
無免許運転、酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等、妨害運転（交通の危険のおそれ）又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等	十九点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等	十六点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等	十五点
酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等	十四点
酒気帯び運転（〇・二五未満）	十三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（五十以上）	十二点
速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）、積載物重量制限超過（大型等十割以上）、携帯電話使用等（交通の危険）、無車検運行又は無保険運行	六点
速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）、積載物重量制限超過（普通等十割以上）、携帯電話使用等（保持）又は保管場所法違反（道路使用）	三点
警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過（二十以上二十五未満）、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一	二点



<p>運転殺人等又は危険運転致死等 運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間三月以上又は後遺障害）</p>	<p>運転殺人等又は危険運転致死等 運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間三月以上又は後遺障害）</p>	<p>二 特定違反行為に付する基礎点数</p>	<p>時不停止等、駐停車違反（駐停車禁止場所等）、放置駐停車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等五割未満）、積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）、整備不良（制動装置等）、作動状態記録装置不備、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、自動運行装置使用条件違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反（長時間駐車）</p> <p>混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過（二十未満）、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐停車違反（駐車禁止場所等）、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過（普通等五割未満）、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良（尾灯等）、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認下開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>	<p>一点</p>
	<p>特定違反行為の種類</p>			<p>点数</p>
<p>五十五点</p>	<p>六十二点</p>			

<p>運転傷害等（治療期間三十日以上）又は危険運転致傷等（治療期間三十日以上）</p>		<p>五十一點</p>
<p>運転傷害等（治療期間十五日以上）又は危険運転致傷等（治療期間十五日以上）</p>		<p>四十八點</p>
<p>運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷等（治療期間十五日未満）</p>		<p>四十五點</p>
<p>酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転（著しい交通の危険）又は救護義務違反</p>		<p>三十五點</p>
<p>三 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）</p>		
<p>交通事故の種別</p>	<p>交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によつて発生したものである場合における点数</p>	<p>中欄に規定する場合以外の場合における点数</p>
<p>人の死亡に係る交通事故</p>	<p>二十點</p>	<p>十三點</p>
<p>人の傷害に係る交通事故（他人を傷つけたものに限る。以下この表において「傷害事故」という。）のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。以下この表において「治療期間」という。）が三月以上であるもの又は後遺障害（当該負傷者の負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下この表において同じ。）が存するもの</p>	<p>十三點</p>	<p>九點</p>
<p>傷害事故のうち、治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</p>	<p>九點</p>	<p>六點</p>
<p>傷害事故のうち、治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</p>	<p>六點</p>	<p>四點</p>
<p>傷害事故のうち治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存する</p>	<p>三點</p>	<p>二點</p>

ものを除く。)又は建造物の損壊に係る交通事故

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とする。この場合において、同時に二以上の種別の違反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数のうち最も高い点数(同じ点数のときは、その点数)によるものとする。

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。)には、次に定めるところによる。

(イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであるときは、1による点数とする。

(ロ) 法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 「無免許運転」とは、法第六十四条第一項の規定に違反する行為をいう。

2 「酒気帯び運転(○・二五以上)」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体に血液一ミリリットルにつき○・五ミリグラム以上又は呼気一リットルにつき○・二五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。

3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為(130に規定する行為を除く。)をいう。

4 「妨害運転(交通の危険のおそれ)」とは、法第百七条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

5 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八条の規定に違反する行為をいう。

- 6 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。
- 7 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における14から18までに規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23までに規定する行為をいう。
- 9 「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における25から47まで、49から64まで又は66から118までに規定する行為をいう。
- 10 「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行為（6から9までに規定する行為を除く。）をいう。
- 11 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五条第五項から第十項までの規定に違反する行為をいう。
- 12 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項後段の規定に違反する行為をいう。
- 13 「速度超過（五十以上）」とは、法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為（以下「速度超過」という。）のうち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上のものをいう。
- 14 「速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 15 「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載物をして運転する行為（以下「積載物重量制限超過」という。）のうち、その超える積載物の割合が百パーセント以上のもの（大型自動車等（法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。）を運転する場合におけるものに限る。）をいう。

- 16 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。
- 17 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 18 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第五条の規定に違反する行為をいう。
- 19 「速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）未満のものをいう。
- 20 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等）」とは、法第四十四条第一項、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所（指定駐車を除く。）における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。）のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置行為」という。）に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。
- 21 「積載物重量制限超過（大型等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 22 「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（15に規定する行為を除く。）をいう。
- 23 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは自動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。
- 24 「保管場所法違反（道路使用）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第  
十一条第一項の規定に違反する行為をいう。

- 25 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示に従わない行為をいう。
- 26 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わない行為をいう。
- 27 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 28 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 29 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規定の違反となるような行為をいう。
- 30 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から第四項まで又は第六項の規定の違反となるような行為をいう。
- 31 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十八条第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 32 「速度超過（二十以上二十五未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。
- 33 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の規定に違反する行為をいう。
- 34 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 35 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。
- 36 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十条までの規定の違反となるような行為をいう。
- 37 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 38 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 39 「遮断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 40 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 41 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六条第四項の規定の違反となるような行為をいう。
- 42 「環状交差点通行車妨害等」とは、法第三十七条の二第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 43 「環状交差点安全進行義務違反」とは、法第三十七条の二第三項の規定の違反となるような行為をいう。

- 44 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十八条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 45 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の違反となるような行為をいう。
- 46 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条の規定の違反となるような行為をいう。
- 47 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、20に規定する行為以外のものをいう。
- 48 「放置駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのことをいう。
- 49 「積載物重量制限超過（大型等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。）をいう。
- 50 「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上十パーセント未満のもの（21に規定する行為を除く。）をいう。
- 51 「整備不良（制動装置等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（制動装置、かじ取装置、走行装置、自動運行装置又は騒音防止装置に係るものに限る。）をいう。
- 52 「作動状態記録装置不備」とは、法第六十三条の二の二第一項の規定に違反する行為をいう。
- 53 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定に違反する行為をいう。
- 54 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二号又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。
- 55 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三号の規定に違反する行為をいう。
- 56 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三の規定に違反する行為をいう。
- 57 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定に違反する行為をいう。
- 58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。

- 59 「自動運行装置使用条件違反」とは、法第七十一条の四の二第一項の規定に違反する行為をいう。
- 60 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 61 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五条の五の規定の違反となるような行為をいう。
- 62 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為（本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車を積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。）をいう。
- 63 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第七十七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。
- 64 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法第十九条又は第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をいう。
- 65 「保管場所法違反（長時間駐車）」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう。
- 66 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 67 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。
- 68 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 69 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十条の二第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 70 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の違反となるような行為をいう。
- 71 「速度超過（二十未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 72 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十五条第一項又は第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 73 「道路外出右左折合図車妨害」とは、法第二十五条第三項の規定の違反となるような行為をいう。



- 74 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 75 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（35に規定する行為を除く。）をいう。
- 76 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二第二項又は第三項の規定の違反となるような行為をいう。
- 77 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 78 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 79 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反となるような行為をいう。
- 80 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。
- 81 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をいう。
- 82 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 83 「環状交差点左折等方法違反」とは、法第三十五条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 84 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 85 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十一条の二第二項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 86 「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、48に規定する行為以外のものをいう。
- 87 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 88 「無灯火」とは、法第五十二条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 89 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。

- 90 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 91 「合図制限違反」とは、法第五十三条第四項の規定に違反する行為をいう。
- 92 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第一項の規定に違反する行為をいう。
- 93 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 94 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。
- 95 「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（49に規定する行為を除く。）をいう。
- 96 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 97 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為をいう。
- 98 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第三項の規定により警察署長が付した条件に違反する行為をいう。
- 99 「牽引違反」とは、法第五十九条第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。
- 100 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為をいう。
- 101 「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。
- 102 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の規定に違反する行為をいう。
- 103 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為をいう。
- 104 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条第四号の三の規定に違反する行為をいう。
- 105 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五号の規定に違反する行為をいう。
- 106 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。
- 107 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第一項の規定に違反する行為又は同条第二項の規定に違反する行

為（座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転する行為については、高速自動車国道等におけるものに限る。）をいう。

108 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第七十一条の三第三項の規定に違反する行為をいう。

109 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

110 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の五第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

111 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第七十一条の六第一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

112 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の規定の違反となるような行為をいう。

113 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条の六第一項の規定の違反となるような行為をいう。

114 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条の六第二項の規定の違反となるような行為をいう。

115 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五条の七の規定の違反となるような行為をいう。

116 「牽引自動車本線車道通行帯違反」とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項までの規定の違反となるような行為をいう。

117 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五条の十一第一項の規定に違反する行為をいう。

118 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

119 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の傷害に係るものを含む。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が死亡した場合に限る。）をいう。

120 「危険運転致死等」とは、人の死亡に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。以下この表において同じ。）をいう。

121 「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。123及び125において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要す

る期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。）が存するものをいう。

122 「危険運転致傷等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、人の傷害（治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をいう。

123 「運転傷害等（治療期間三十日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

124 「危険運転致傷等（治療期間三十日以上）」とは、人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をいう。

125 「運転傷害等（治療期間十五日以上）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（負傷者に後遺障害が存するものを除く。）をいう。

126 「危険運転致傷等（治療期間十五日以上）」とは、人の傷害（治療期間が十五日以上三十日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）に限る。）に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をいう。

127 「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、121、123及び125に規定する行為以外のものをいう。

128 「危険運転致傷等（治療期間十五日未満）」とは、人の傷害（治療期間が十五日未満であるもの（後遺障害が存するもの

のを除く。)に限る。)に係る自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たたる行為をいう。

129 「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

130 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

131 「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

132 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第三（第三十三條の二、第三十七條の八、第三十八條、第四十條関係）

一 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合における当該一般違反行為に係る累積点数の区分

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
前歴がない者	四十五点以上	四十点から四十四点まで	三十五点から三十九点まで	二十五点から三十四点まで	十五点から二十四点まで	六点から十四点まで
前歴が一回である者	四十点以上	三十五点から三十九点まで	三十点から三十四点まで	二十点から二十九点まで	十点から十九点まで	四点から九点まで
前歴が二回である者	三十五点以上	三十点から三十四点まで	二十五点から二十九点まで	十五点から二十四点まで	五点から十四点まで	二点から四点まで

前歴が三回以上である者	三十点以上	二十五点から二十九点まで	二十点から二十四点まで	十点から十九点まで	四点から九点まで	二点又は三点
-------------	-------	--------------	-------------	-----------	----------	--------

二 (略)

備考 (略)

別表第四 (第三十三條の二、第三十三條の七、第三十四條の三、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

- 一 重大違反唆し等で第三十三條の二の三第四項第一号又は第二号に掲げる行為に係るもの
- 二 重大違反唆し等で別表第二の一の表に定める点数が二十五点である一般違反行為に係るもの
- 三 重大違反唆し等で別表第二の一の表に定める点数が十五点から十九点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外致死傷 (別表第五第一号に掲げるものを除く。) 又は人の傷害に係る道路外致死傷 (治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。) で専ら当該行為をした者の不注意によるものは後遺障害が存するものに限る。
- 四 重大違反唆し等で別表第二の一の表に定める点数が六点から十四点までである一般違反行為に係るもの又は人の傷害 (治療期間が十五日以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。) に係る道路外致死傷 (前号及び別表第五第二号から第四号までに掲げるものを除く。)

別表第五 (第三十三條の二、第三十三條の七、第三十七條の八、第三十八條、第三十九條の三關係)

- 一 人の死亡に係る道路外致死傷で故意 (人の傷害に係るものを含む。) によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの
- 二 人の傷害 (治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。) に係る道路外致死傷で故意 (人の殺害に係るものを除く。)

るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

三 人の傷害（治療期間が三十日以上三月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの

四 人の傷害（治療期間が三十日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。）に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第四条までの罪に当たるもの